

誓 約 書

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 齋藤修殿

貴会への認証申請にあたって、事実を正しく申告することを誓約します。また、以下のことを誓約し、遵守します。

1、認証申請にあたって以下のことを宣誓します。

- ①米国農務省全米有機プログラム（NOP）規則 § 205.662 の（f）の（2）（認証を取り消された事業又は当該事業の責任を有する関係者は、取り消しの日から 5 年間は、認証を受ける資格を喪失する規定）に該当しません。
- ②過去 5 年以内に他の認証機関より受けた認証不承認もしくは不適合の通知等を受けたことがある場合には、そのことについて、正しく申告しています。

2、認証の受領もしくは継続にあたっては、以下の要件を守ることを誓約します。

- ①オーガニック法と、全米有機プログラム（NOP）に該当するオーガニック生産およびハンドリング（加工、小分けなどオーガニック取扱い）に関する規則を遵守します。
- ②NOP 規程 § 205.200 の規定に従い、認証を受けた認証機関に対し、オーガニック生産およびハンドリングのシステム・プランを毎年とりまとめ、実施、更新し、提出します。
- ③NOP 規程 § 205.403 の規定に従い、認証機関が、認証を受けていない生産およびハンドリングが行われる場所、構造物および事務所を含めた、生産事業もしくはハンドリング事業に自由に立ち入り、実地検査を行うことを許可します。
- ④オーガニック事業に該当するすべての記録を、その作成から 5 年以上維持管理します。
また、農林水産省、農林水産消費安全技術センター及び有機中央会が、この記録を通常の営業時間内に入手し、閲覧し、検査およびコピーをして、NOP 規程 § 205.104 の規定に従い、オーガニック法および全米有機プログラム（NOP）で定められた規則を遵守しているか否かを判断できるようにします。
- ⑤認証機関から請求される手数料を支払います。
- ⑥下記の事項はただちに認証機関に通知します。
 - (1)事業の一部である圃場、生産単位、現場、施設、家畜または製品への禁止物質の施用（ドリフトを含む）。
 - (2)オーガニック法および全米有機プログラム（NOP）の規則の遵守に影響を及ぼ

す可能性のある、認証を受けた事業もしくはその一部の変更。

3、認証審査にあたっては、以下のことを誓約します。

- ①審査にあたっては、有機中央会の米国農務省全米有機プログラム（NOP）に係る認証業務規程に定められた手順により受検します。
- ②書類審査、実地検査を受けるために必要な準備を行い、検査が円滑に進むように協力します。

4、認証を受けた際には、下記のことを誓約します。

- ①有機中央会が定める「認証事業者に求める一般的条件」を遵守します。
- ②有機中央会が定める「認証事業者が認証後に必要な報告」を誠実に履行します。

5、自己の過失により損害賠償等の請求を受けた場合には、自己の責任で対処します。

6、定められた認証料金を支払います。

年 月 日

名称

代表者氏名

印

<注>組織の場合は、組織の名称と代表者氏名を記載。個人の場合は、氏名を記載